

熱中症対策に関する情報提供

本日の内容

1. 熱中症特別警戒情報への備え(事例)
2. 指定暑熱避難施設の登録状況
3. 熱中症対策普及団体の指定(事例)
4. さまざまな現場での取組、お困りごと(事例)

【ご紹介】 熱中症対策地域モデル事業

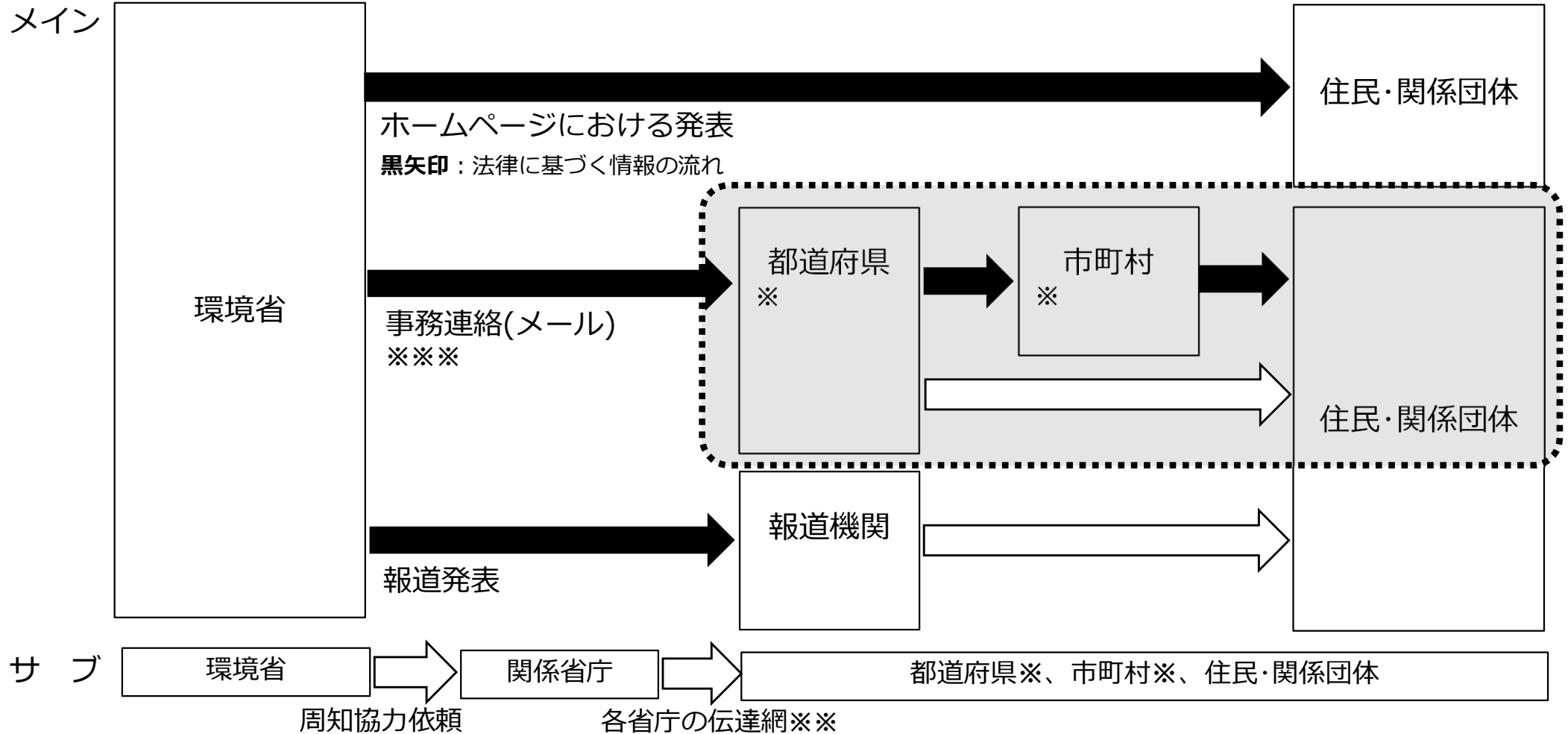
1. 熱中症特別警戒情報への備え(事例)

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u> 場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)	気温が 特に 著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u> 場合 (全ての人々が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)
	<これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回	<過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>
発表基準	<u>府県予報区等内</u> の いずれか の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が 33 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	<u>都道府県内</u> において、 全ての 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が 35 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合 ※上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討。
発表時間	前日 午後5時頃 及び当日 午前5時頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫 (現行は 赤)	黒

※令和6年度の運用期間:4月第4水曜日(24日)～10月第4水曜日(23日)(運用期間外の情報収集も実施予定)

熱中症特別警戒情報の主な伝達経路



※ 都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能

例：都道府県・市区町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等

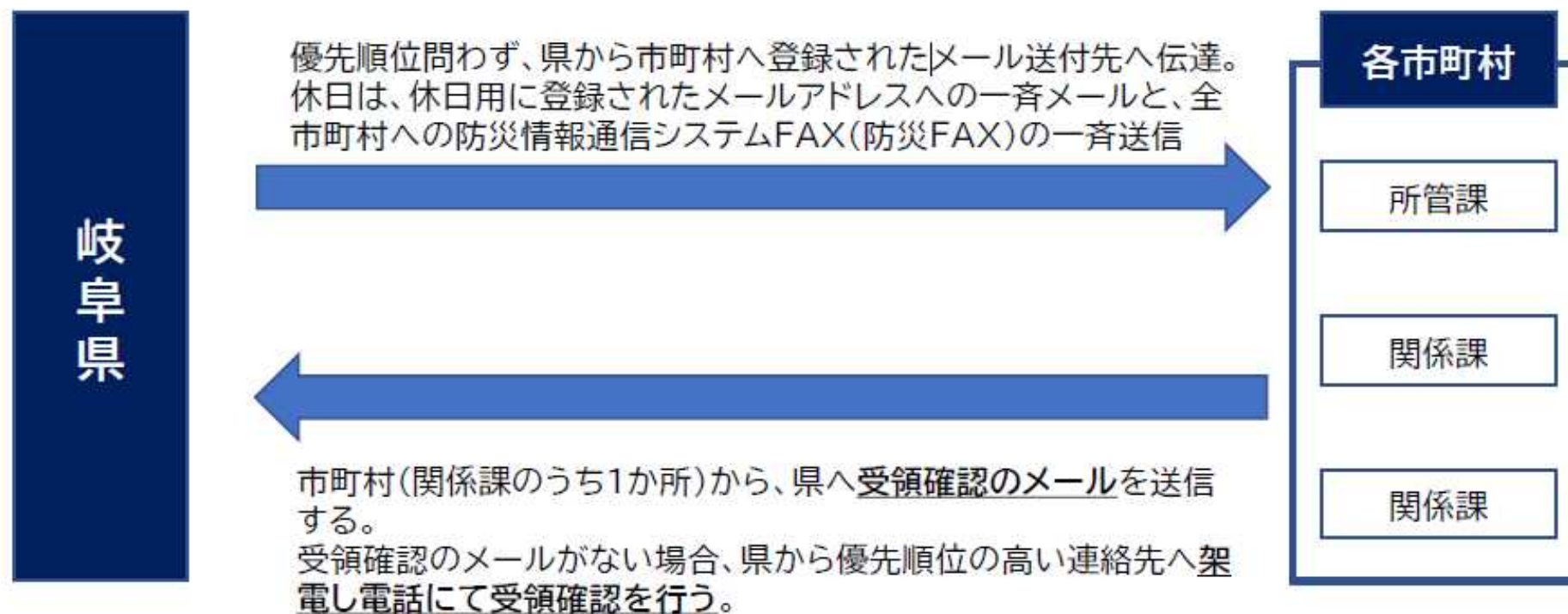
※※ 様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。

例：気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして発表に協力する。

例：○気象情報(アデス)(気象庁)、○事務連絡(内閣官房、内閣府(防災担当)、子ども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁)、○X(旧Twitter)(厚生労働省、国土交通省、子ども家庭庁)

※※※環境省から都道府県への連絡については、該当都道府県のみならず近隣の都道府県を含む全国に注意喚起が必要なことから、事前に登録いただいた宛先にメーリングリストなどで送付

都道府県による市町村担当者会議及びリハーサルの実施



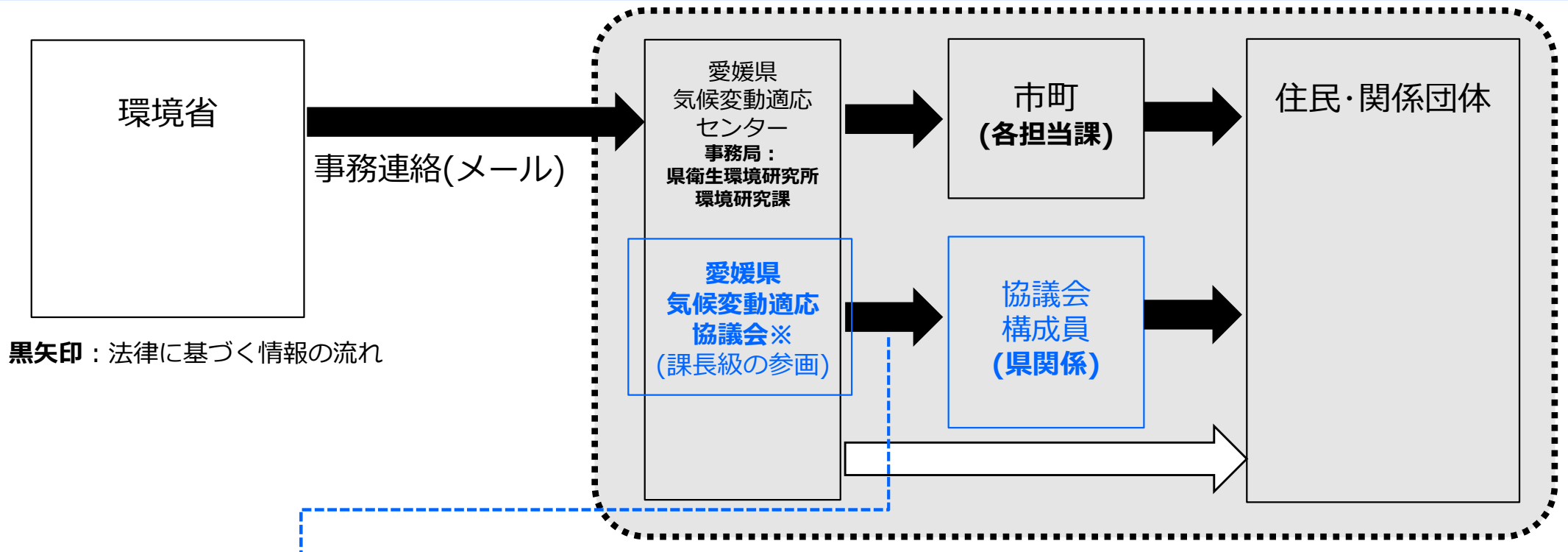
【岐阜県 市町村担当者説明会の実施:令和6年6月3日(月)】

- ・ 改正気候変動適応法の概要と取組事例 (中部地方環境事務所/環境再生保全機構)
- ・ クーリングシェルター、熱中症特別警戒情報発表時の専用連絡網及びリハーサルに関すること(県担当者)

【リハーサルの実施:令和6年6月中に2回実施】

- ・ 全市町村が少なくとも1回以上参加

熱中症特別警戒情報発表時に備えた体制



【愛媛県気候変動適応協議会の構成員への一斉配信】

愛媛県衛生環境研究所環境研究課(県担当課) = 愛媛県気候変動適応協議会事務局 という構造
熱中症対策は、関係する部局が多岐にわたることから、各部局が主体的かつ積極的に情報共有等を
図れるよう、環境省からの事務連絡を当協議会構成員(県関係)で共有し、市町や各部局の関係する
機関や団体等に連絡する体制を構築

※愛媛県気候変動適応協議会

県における効果的な気候変動適応策の推進に向けて、関係者間で気候変動に係る情報を共有し、必要な協議を行うことを目的とする。構成員は、国関係機関や大学等の他、県の各部の主管課や教育委員会、研究機関の課長級が参画する。

2. 指定暑熱避難施設登録状況

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)

「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」

環境省 熱中症予防情報サイト

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc02.pdf

2. 指定暑熱避難施設の法令上の位置づけ

- (1) **市町村長**は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に存する施設であって、「3. 指定暑熱避難施設として**必ず備えるべき最低限の基準**」に適合するものを指定暑熱避難施設として**指定することができる**。
- (2) 市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。
- (3) 市町村長は当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、協定を締結する必要がある。
- (4) 市町村長は、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。
- (5) 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る**熱中症特別警戒情報が発表されたときは**、公表している開放可能日等において、**指定暑熱避難施設を開放しなければならない**。
- (6) 市町村長は、指定を取り消すことができる。なお、指定の取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)設置状況

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定済み

746 市区町村(令和6年7月30日時点※)



(参考) 指定暑熱避難施設もしくはいわゆる暑さをしのぐ施設を指定済み

963 市区町村(令和6年7月30日時点※)

※環境省熱中症予防情報サイト「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)・リンク集」より
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_shelter.php

クーリングシェルター事例



◀市役所庁舎ロビーでの開設例
のぼりやポスターの他、ウォーターサーバを設置。冷却
グッズ配付に加え、利用者アンケートを実施



▲総合スーパー フードコートでの開設例
のぼりを設置、出入口にポスター掲示



◀総合スーパー イートインスペースでの開設例

3. 熱中症対策普及団体の指定(事例)

熱中症対策普及団体の指定

気候変動適応法第23条及び第30条

- **市町村長は、NPO法人等の民間団体**であって、以下の事業を適正かつ確実に行う者を、**熱中症対策普及団体として指定することができる。**
 - ①熱中症対策について、事業者及び住民に対する**普及啓発**を行うこと。
 - ②熱中症対策について、住民からの相談に応じ、**必要な助言**を行うこと。
- 熱中症対策普及団体は、地域住民の生活実態を踏まえた事業を行うことから、当該団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事業に関して知り得た**秘密を漏らしてはならない。**
(罰則：30万円以下の罰金)

現行

独居高齢者等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う**自治体職員等が不足**

改正後

市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等（NPO等）を**熱中症対策普及団体**として指定できることとする。

→**地域の実情**に合わせた普及啓発により、熱中症弱者（高齢者等）の熱中症予防行動を徹底

熱中症対策普及団体の指定(事例)

● 特定非営利活動(NPO)法人

【事業内容】

- ・ 環境に関する施設の管理運営(指定管理者)
- ・ 環境に関する体験、学習支援事業
- ・ 市民活動推進事業 等

【普及団体としての取組】

- ・ クーリングシェルター及び涼みどころの設置及び周知
(管理運営している施設をクーリングシェルターに指定)
- ・ 熱中症対策講演会の実施
- ・ 熱中症対策情報の配信

4. さまざまな現場での取組、お困りごと

- 暑さ指数(WBGT)測定データ空白域での独自調査
 - ・ 熱中症予防情報サイト上で、暑さ指数(WBGT)の測定がされていない自治体や地域を訪問、調査。
- 暑さ指数(WBGT)測定データが高い地域での独自調査
 - ・ 熱中症予防情報サイト上で、暑さ指数(WBGT)の測定結果が高く表示されることが多い自治体や地域を訪問、調査。
- 高齢者宅での室内環境測定に、職員OB・OGを活用
 - ・ もともと同じ自治体の職員だったOB・OGに室内環境(温度、湿度などのデータ)の他、周囲の地形・地理、築年数、日当たり(方角、窓)などの調査への協力を依頼。
- 小学生・中学生向け出前講座
 - ・ 学校まで出向き、エアコンの効いた室内、屋外の日陰、日なたなどでWBGT計を使って実測。測定データをもとに、熱中症への注意喚起や対策の普及啓発を実施。

●高齢者の状態に応じた環境づくりの工夫

- ・寒がって服を着こむ方がおられ、冬の衣類を手の届かないところにしまい込んでも、本人が探し出してきて厚着をしてしまう。

厚着による脱水でぐったりしているような状況が何度もあったので、衣替えや服装の確認をしっかりとしていかなければならないと思った。

- ・戸建ては室温の変動が激しく、部屋や日の射す角度によって室温が変わる。朝に温度設定をしても、ヘルパー退室後に気温がぐんと上がっている。

退室後の気温・室温を考えて温度設定をする必要があると感じた。

- ・温度計を設置して室温を視覚的に確認することで、熱中症予防への意識が高まる。

- ・温度計を設置して本人にエアコンの管理を任せていても、認知機能が落ちている状況だと、適切に判断して行動ができなかったり、リモコンでの温度の上げ下げの操作も難しくなったりする。

高齢者との体感温度の違いに注意

- ・ヘルパーは暑い外から入ってきたり、汗だくになって作業するので28℃は暑く感じるが、室内で寝たきりだと寒く感じる。ヘルパーの体感と利用者の体感は違ってくることを認識することが大切。
- ・エアコンの風が直接当たらないようにベッドの位置を動かして調節した。
- ・エアコンはついているが、床暖房がついている方がおられるので、訪問時に確認した。

● 室温管理の工夫

- ・エアコンの設定温度を1℃上げてみたところ、自分でエアコンを切ってしまう頻度が減った。
- ・高齢者は、リモコン操作の際に暖房スイッチを押してしまうことがあるので、訪問時や入退室時に室温とエアコンの作動状況を確認した。
- ・日中はショートステイと組み合わせ、室温管理されている場所にいられるよう工夫した。

大阪府吹田市

「高齢者の訪問看護に携わる方 ご家族の方へ 高齢者向け熱中症対策ブック」より抜粋

https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/669/20240705.pdf

●見守り・声かけの工夫

- ・こまめに消すよりもつけっぱなしにする方が、電気代が安くつくということを伝えた。
- ・エアコンをつけたときにかかる費用と、熱中症で入院した場合にかかる費用を比較していただくような声かけを行った。
- ・訪問時にエアコンの利用状況を尋ね、日中だけでなく就寝時も利用するように声かけした。

●水分補給の工夫

- ・本人が好きな味で口当たりのよいゼリー飲料は、比較的進んで飲んでくれた。
- ・お盆前に頻繁に病院で点滴を受けてもらったところ、体内水分量が増えたのか、夏の後半には点滴を受けに行く回数も少なくなり、夏を乗り切ることができた。
- ・デイサービスのスタッフと連携して、デイサービス中に飲ませてほしい水分量を伝えてサポートしていただいた。
- ・水分補給としてお茶やコーヒーを飲んでいる方が、スポーツ飲料が熱中症対策に効果があるということを知らなかったので声かけした。

大阪府吹田市

「高齢者の訪問看護に携わる方 ご家族の方へ 高齢者向け熱中症対策ブック」より抜粋

https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/669/20240705.pdf

● 伝え方の工夫

- ・ (農作業をされている方に) ビタミンB1が…、ビタミンCが…、と伝えるのではなく「きゅうりつくってるでしょう？浅漬けをつくって食べてください！」
「おにぎりに梅干し、お味噌汁！」
「スイカに塩！」という具体的なメッセージが相手に届きやすいと感じた。
- ・ 食中毒の予防とあわせた注意喚起

● 職員間のコミュニケーションでの工夫

- ・ 施設長、事務長その他少数にしか個人用PCがないため、また現場に出ているケースがほとんどであるため、メールでの連絡だとかえって迅速な対応が難しいことがある。
むしろFAXで受信した内容をそのまま回覧で共有するほうが速いケースもある。

●保護者への普及啓発の工夫

- ・睡眠時間がちゃんと確保できているか？
スマホやゲームなどで夜更かししていないか？
- ・朝食をちゃんと食べてきているか？（朝食からの水分摂取ができているか？）



- ・栄養士による食事指導やこどもの生活指導など、「保護者向け講話」を開催する
- ・学校給食センターの見学

●園内での活動の工夫

- ・時間帯、場所の配慮
例:○時～△時までは屋内での活動
 昼寝時間の確保
 屋外・室外での活動は夕方に(散歩・運動など)
- ・着替えの励行
- ・プール、水遊びの活用
- ・家庭から保冷剤を持参してもらうとともに、冷蔵庫・冷凍庫で冷えた状態を維持。

●授業での工夫

- ・夏季の授業は体操着で（軽装にしてもらう）
- ・飲み物の持参（「スポーツドリンク可」とする）
- ・屋外、エアコンのない場所での授業では複数の教員で担当する
- ・プール監視員に対し、スポットクーラーを設置する

●課外活動での工夫

- ・夏休み中の部活は朝7時～朝9時まで
- ・20～30分おきに水分補給タイムを設ける
- ・90分に1回は、10分以上の休憩を設ける（休憩時間での着替えも推奨）
- ・冷房の効いた、運動後にクールダウンできる部屋を準備し、積極的に利用させる
- ・テントを設置して日陰をつくる

●通学時などの工夫

- ・小中学校へ入学した新1年生に「マイボトル」「日傘」「クールタオル」「ランドセル背当てパッド」などの配布



こどもの“ひとり時間”の増加に注意

- ・学校の統廃合などにより、通学範囲が広がっていたり児童・生徒数の減少により、こどもがひとりになる時間が増えている。
- ・顧問や指導者がいない際の部活動で、生徒だけで対応できるのか。

●校内・園内(教職員間)、外部とのコミュニケーションでの工夫

- ・校長、教頭や園長にしか個人用PCがないため、また授業等で職員室にいないケースがほとんどであるため、メールでの連絡だとかえって迅速な対応が難しいことがある。むしろFAXで受信した内容をそのまま回覧で共有するほうが速いケースもある。
 - ・給食調理員さん、校務員さんへの保冷剤支給
 - ・同一自治体内でも、学校が立地する環境が異なり統一的な対応が難しい。
 - 学校間での対応・考え方の違い
 - 学校とスポーツ団体との対応・考え方の違い
 - 学校と保護者との対応・考え方の違い
- ※一方で「ガイドライン」を策定し、統一的な対応・考え方を目指すところもある。

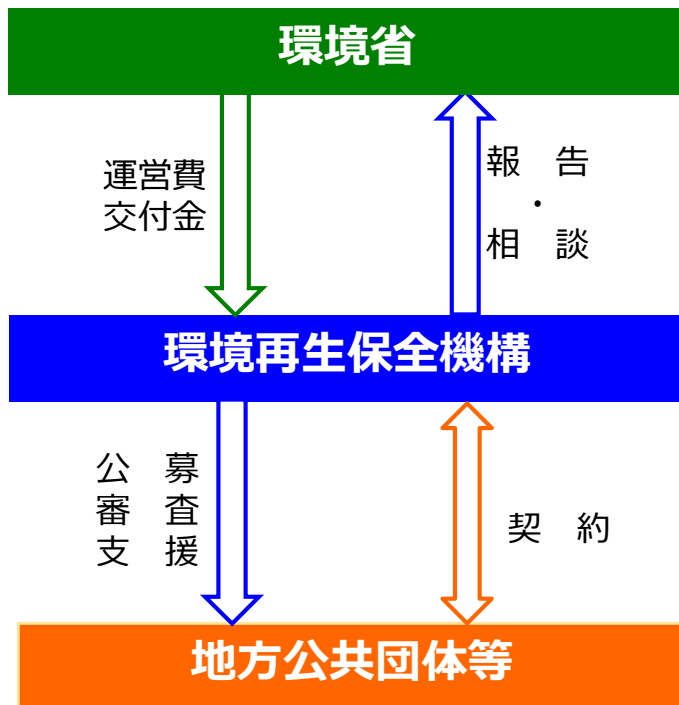
【ご紹介】 熱中症対策地域モデル事業

【ご紹介】熱中症対策地域モデル事業

●地域モデル事業

地域社会の優れた取組や創意工夫に富んだ熱中症対策を促進し、**広く全国へ水平展開**することにより、全国的な熱中症対策を進めることを目的とした事業。
令和7年度よりERCAが公募、審査、採択から支援までを実施する。
(経費:令和6年度は上限500万円(税込))

令和6年4月以降の体制

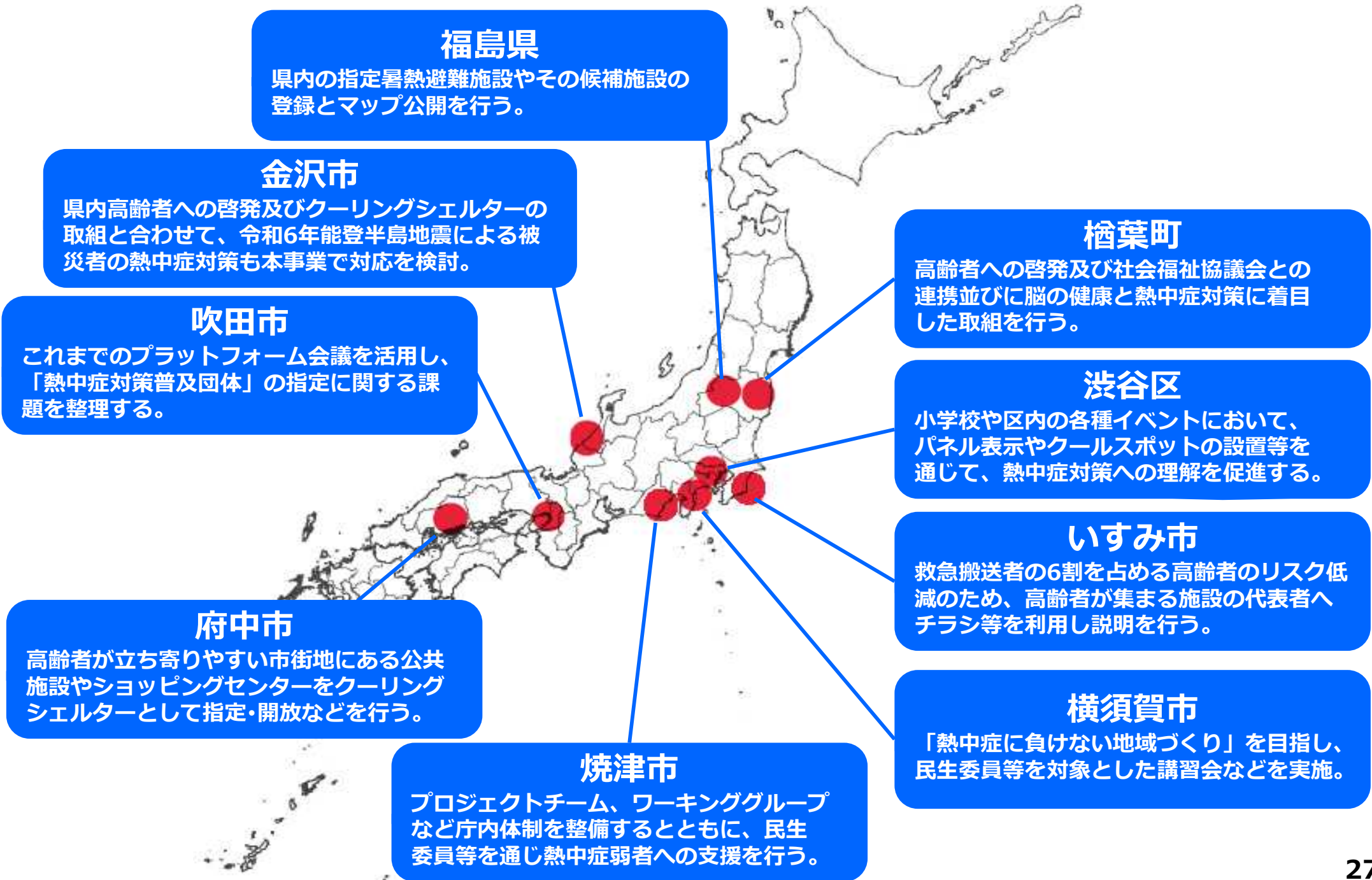


業務移管後の流れ



令和6年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業公募要領
<https://www.env.go.jp/content/000187101.pdf>

【ご紹介】 熱中症対策地域モデル事業(令和6年度)



【ご紹介】熱中症対策地域モデル事業(令和6年度)

福島県

暑さに負けない！
ふくしま熱中症対策トークイベント

令和6年6月19日(水) 13:30~
コラッセふくしま 4階 多目的ホール

プログラム


◇第1部 熱中症対策普及啓発トークセッション
13:30~14:00

- 福島県知事.....内堀 雅雄
- 気象予報士.....斎藤 恭紀 氏
- 救急救命士.....三浦 春奈 氏
- 大塚製薬㈱.....松沢 玲子 氏
- ㈱ファミリーマート.....水野 康之 氏

◇第2部 熱中症対策に係る講演
14:00~14:30

- 救急救命士.....三浦 春奈 氏
- 大塚製薬㈱.....松沢 玲子 氏

主催：福島県




渋谷区



檜葉町



3rd サステな meeting 7月6日 12:30開場 @檜葉町コミュニティセンター

～熱中症に負けないカラダ～

【ステージ】12:00～

ならはっ子によるSDGs活動発表

熱中症が
熱中症と脳の
関係が
関係が
熱中症から
SDGs
ならはっ
子として町
民活動
テーマとし

検査から出た生かみを使った
エコ増肥野菜を育てる
プロジェクト！

Dr. ヨコタの地球温暖化講座

地球温暖化の原因は何なのか、
それがどのような影響を及ぼすのか、
「ヨコタが徹底解説！」

ステージ終了後

【ふるまい】

- <食卓・ならはっ子> エコ増肥野菜のひんやりメニュー
- 【出店】
 - <お茶の部> おからのお菓子とお茶
 - <お茶の部> おからのお菓子とお茶

【体験コーナー】

- <ブレインパズル> 脳の健康状態測定
あなたの健康状態を測る取り
組の健康状態を測定！
- <Panasonic> 手回し発電機で
鉄道模型を走らせよう

檜葉町くらし安全対策課 TEL: 0240-23-6109



【ご紹介】熱中症対策地域モデル事業(令和6年度)

吹田市



感想をお聞かせください！

“本冊子は皆さまからのご意見をいただいてより良く改善していきたいと考えております”
⇒QRコードもしくはURLからアンケートへの協力をお願いいたします

“現場の声”を掲載

介護保険事業者連絡会居宅介護支援部会のご協力により実施した「高齢者の熱中症予防に係る生活実態に関する調査」及びケアマネージャーの方々との意見交換会で聴取した意見等を紹介

高齢者の訪問介護に携わる方 ご家族の方へ
高齢者向け熱中症対策ブック



ご感想をお聞かせください！

本冊子は皆さまからのご意見をいただいてより良く改善していきたいと考えております。右のQRコードもしくは下記URLからアンケートへのご協力をお願いいたします。



<https://forms.gle/gD3FSSSpQLfAPps5>
ご回答期間：2024年9月15日まで

本冊子は、独立行政法人高齢者保健推進機構の「令和6年度地方公共団体における地域熱中症対策の推進に係るモデル事業」の一環で作成されました。掲載している「現場の声」は、関係者の令和5年度本モデル事業において、吹田市内介護保険事業者連絡会居宅介護支援部会のご協力もいただき実施した「高齢者の熱中症予防に係る生活実態に関する調査」及びケアマネージャーの方々との意見交換会で聴取した意見等を掲載しています。

作成：吹田市 環境部 環境政策室
編集：一般社団法人コミュニケーションデザイン機構
資料提供・作成協力：一般社団法人環境情報科学センター
監修：大野 公一氏（熱中症予防情報ネットワーク 代表 / 医学博士 教授兼准教授）

2024年7月作成

救急搬送者を
一人でも減らすために

老化に伴う皮膚の温度センサーの感度が鈍くなる高齢者は熱中症のリスクが高く、更に注意が必要です。



熱中症
対策ブック
check!

現役ケアマネジャーに聞きました！

ご清聴ありがとうございました